

# 令和6年度・第2回 富士見市国民健康保険運営協議会 議事録

<b>日 時</b>	令和6年7月25日（木曜日）		開会 午後 1時30分			
			閉会 午後 2時46分			
<b>場 所</b>	富士見市役所2階 市長公室					
<b>出席者</b>	<b>委 員</b>	吉野会長	池内 会長代理	新井委員	東海林委員	南委員
		○	○	○	○	○
		向井委員	萩元委員	北村委員	濱田委員	富士原委員
		○	○	○	○	○
		高橋委員	塩野委員	石丸委員	厚澤委員	
		○	○	○	○	
		黒田委員	横手委員	齊田委員	三枝委員	
		欠	欠	欠	欠	
	<b>事務局</b>	浅井副市長 市民部 塩野部長、下田副部長 保険年金課 柏木課長、叶主任、宇津木主任、白井主任 収税課 横山課長 健康増進センター 山崎所長				
<b>公開・ 非公開</b>	公開（傍聴者なし）					
<b>会議録 確認</b>	会議録署名委員 東海林 委員 高橋 委員					

<p style="text-align: center;"><b>議 題</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開 会</li> <li>2 諮 問</li> <li>3 挨 拶</li> <li>4 会議録署名委員の選出</li> <li>5 議 事       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 諮問事項           <ol style="list-style-type: none"> <li>①諮問第1号(令和5年度富士見市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算について)</li> <li>②問第2号(令和6年度富士見市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算について)</li> <li>③諮問第3号(富士見市国民健康保険条例の一部を改正する条例について)</li> </ol> </li> <li>(2) 報告事項           <ol style="list-style-type: none"> <li>①令和6年度国民健康保険税の本算定について</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>6 その他</li> <li>7 会議録の確認について</li> <li>8 閉 会</li> </ol>
<p>議 事 内 容</p>	
<p>事務局</p> <p>会長 保険者</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開 会 開会の宣言、資料確認、委員の出席状況(14名出席、4名欠席)と会議成立、傍聴の状況(傍聴者0名)の報告。</li> <li>2 諮 問</li> <li>3 挨 拶 運営協議会会長あいさつ 吉野会長 保険者あいさつ 星野市長(代理 浅井副市長)</li> <li>4 会議録署名委員の選出 高橋委員と東海林委員を指名</li> <li>5 議 事       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 諮問事項           <ol style="list-style-type: none"> <li>①諮問第1号(令和5年度富士見市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算について)</li> </ol> </li> </ol> <p>事務局より、富士見市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算について説明</p> </li> </ol>

<質疑応答>

委員

埼玉県国民健康保険運営方針の12ページから16ページにおいて、一般会計から法定外繰入れについて状況分析がされています。その中で、13ページの上の表の中に、1人当たりの法定外繰入れ状況ということで、県内市町の繰入金額、1人当たりの金額が示されています。これを見ますと、前回の運営協議会の中でも話がありましたが、繰入れをしなくても運営されている自治体もあるということで、私は羨ましいなと思っていたのです。この表でいくと、例えば県の西部では入間市や東松山市、県の東部では川口市や春日部市、こういった市については表に示されていないのです。繰入れをしなくても大丈夫なのか、もしくはこれよりも少ないのか、そういった状況の中で運営されているのか。また、町でいけば、近くは川島町もこの中には含まれていないということなのです。

ただ単に羨ましいというだけではなくて、私が興味あるのは県内の市町の状況の中で、被保険者数が減少傾向にあるのは、どこの市町も同じような状況ではないかなというふうに私なんか思ってしまうのです。入りと出ということで言えば、入りのほうはやはり難しい状況。出のほう、保険給付費のほうは、なかなか難しい状況があるわけです。

お答えしていただけるかどうか分かりませんが、このように他の法定外繰入れをされていない自治体の状況分析はしていますか。例えば、基金があるので取り崩してやっているとか、昔はあったと聞いています。しかし、基金を積み上げることさえも、法定外繰入れでできないわけですよ。そうすると、運営方法を富士見市としても、他の自治体でそういったところ、特別な事情があるのかどうか。そういったところの様子は、これまで聞いたことがあるのかどうか。その辺はどうなのか。お答えできないか分かりませんが、質問してみました。

事務局

ご質問いただきましたのは、法定外繰入れの県内の状況ということかと思えます。こちらにつきましては、事務局のほうで把握といたしましょうか、捉えているところで言いますと、委員のおっしゃったとおり、確かに今被保険者数の減少がある中で、基金を活用して一般会計からの繰入れを抑えているというようなところもございます。逆に全くそういう基金からの繰入れもせずに、安定的に運営している自治体もあるかと思っております。と申しますのは、先ほど説明がありました納付金の関係が、所得水準という部分も踏まえて県から割り振られてくるということがございます。

本市につきましては、所得水準が県内でも高いほうにあり、県内では、事務局で調査したところなのですけれども、上位の10番目ぐらいに入ると

	<p>というような状況で、高めの納付金を負担している現状もございます。そのような状況から、単に被保険者数の減少だけではなくて、納付金の大きさといった面からも、赤字繰入れが本市は増えているのかなというところでございます。</p> <p>ご質問にありました県内の状況ということで言いますと、基金の活用ですとか、あとは納付金の所得水準に見合ったといいましょうか、それに応じたような納付金の支出といったところで、結果的に赤字繰入れが起きていないという事例、あるいは当市も過去税率改定も行っておりますけれども、近年そのような動きもございますので、そういったところでの赤字の解消という結果になった事例が挙げられるかと思えます。</p>
委員	<p>滞納世帯は、全体のどれぐらいあるのでしょうか。今のままだと、結局入ってくるものが少なくて、出ていくものが増えていく状況ですよ。全体でどれぐらいの世帯が滞納していて、どれぐらいのパーセンテージになるのか教えていただければと思います。</p>
事務局	<p>滞納世帯は、約1,500件です。パーセンテージは分からないのですが、金額は約1億6,700万円です。</p>
委員	<p>1億円と、ありますよね。被保険者の負担が、このままだと増えていくのではないかと思うのです。人数は減っている、出ていくものは多くなる。すぐそこに、被保険者とするすると矛盾を感じます。この先、県で保険税を統一となると、ますます税額が上がってしまうのではないかと、負担ばかりが増えるのではないかと懸念があります。ですから、滞納分をどうにかするとか、収支のバランスで何か試算しているとか、そういう取組みは何かございますか。</p>
事務局	<p>今、委員からご質問ありました滞納分の対応について、当然国保税未納ということになりますと、歳入のほうで不足して非常に苦しくなってきます。そちらの対応も、収納担当のほうでしっかり丁寧にやっていただけるものと考えております。それに加えてまして交付金、つまり歳入を少しでも増やしていくということで、先ほど申しました保険者努力支援ですとか、そういったところで交付金の確保に努めていきたいと考えております。</p>
委員	<p>特定健診の受診率が高くなると、県からの補助金ですか、増えますよね。けれども、決算などを見ると、まだまだ特定健診の受診者数は少ないと思うのですが、その点については何か努力をされていることや、今後の何か方針などはございますか。</p>

事務局	<p>特定健診の受診率に関わる交付金につきましては、委員おっしゃるとおり、それに連動して交付金のほうがいただけるような仕組みがございます。</p> <p>本市につきましては、これまでコロナ以降、コロナ前に向かって順調に伸びてはきていたのですが、ここで5年度が若干、現状では落ちたような状況でございます。そういったこともございますので、担当といたしましては受診勧奨のやり方を、例えばA I の受診勧奨ですとか、そういったことも色々考えてはみたのですが、なかなか政策的な部分で折り合いが取れなかったというようなこともございます。</p> <p>ただ、これにつきましてはしっかりと努力して、新しい方策等を引き続き検討していかなければいけないと考えておりますので、受診勧奨のやり方といったもの、そういったものは工夫してしっかりとやっていきたいと思っております。</p>
委員	<p>前にも少しお話聞いたと思うのですが、何かの特定の病気で大病院とかそういうところにかかっている方は、特定健診の対象者から外していただいているのでしょうか。そのあたりを聞きたいのです。そのような方を入れてしまうと、病気で検査しているから私は結構ですという人もいるわけですね、当然。そうすると、受診率は当然落ちてくるのではないかなと思うのですが、だから、そこは計算して引いてもらわないと、多分受診率は落ちてしまうかなと。高齢者の人は、持病のある方も結構おられますので、そういう方はそちらのほうで検査するから要らないのですね。僕も、言ってしまうと駄目なのですが、</p>
事務局	<p>ご質問のありましたのは除外の関係かと思うのですが、そういった方につきましては対象から除くかたちで受診券を送らせていただいております。</p>
委員	<p>特定健診の話が出たので、他の自治体の方から特定健診の中に人間ドックを算入している自治体と、算入していない自治体があるように聞いているのです。聞いたら、人間ドックをやっているのに特定健診に数値が反映されていないと。富士見市の場合は、私は人間ドック受けているのですが、富士見市では算入されている。ちょっとその辺の差が、埼玉県内で統一されていないのはおかしいのではないかなと。私は人間ドックも特定健診に算入されるべきだと思っているのですが、他の自治体に聞いたら、いや、されていないと。これは本当なのですか。</p>
事務局	<p>人間ドックが算入されるかどうかなのですが、県全体として、そこ</p>

<p>会長</p>	<p>のところについては、考え方を持っているかどうかは分からないのですけれども、ただ人間ドックで特定健診と重なる項目がある場合には算入できるというふうになっておりますので、本市は算入しているというような状況でございます。全体的な取扱いというのは、分かりません。</p> <p>そのほかには。質疑はないですか。「なし」の声  それでは、質疑がなければ、討論を行います。「なし」の声  討論がなければ、採決いたします。  この諮問に賛成の方の挙手を願います。「賛成者挙手」  挙手全員であります。よって、諮問第1号は承認されました。</p> <p>②諮問第2号（令和6年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算について）  事務局より、令和6年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算について説明</p>
<p>会長</p>	<p>&lt;質疑応答&gt;  ただいま事務局のほうから説明がありました。  質疑を受けます。よろしいですか。質疑ありませんね。「なし」の声  質疑がなければ、討論を行います。「なし」の声  討論がなければ、採決いたします。諮問第2号に賛成の方の挙手を願います。「賛成者挙手」  挙手全員であります。よって、諮問第2号は承認されました。</p>
<p>会長</p>	<p>③諮問第3号（富士見市国民健康保険条例の一部を改正する条例について）  事務局より、富士見市国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明</p> <p>&lt;質疑応答&gt;  それでは、質疑を受けます。「なし」の声  それでは、質疑がなければ、討論を行います。「なし」の声  討論がなければ、採決いたします。諮問第3号に賛成の方の挙手を願います。「賛成者挙手」  挙手全員であります。よって、諮問第3号は承認されました。ありがとうございました。</p>

(2) 報告事項

①令和6年度国民健康保険税の本算定について

事務局より、令和6年度国民健康保険税の本算定について説明

<質疑応答>

なし

7 会議録の確認について

会議録がまとまり次第、高橋委員と東海林委員に署名依頼

8 閉会 池内会長代理